

(1) 退院支援促進事業

①事業内容：

- 1) トリアージされた入院(所)患者の入院(所)中に在宅訪問をする。
- 2) 在宅訪問の結果を入院(所)施設の医師、看護師、リハビリ専門職、相談員およびケアマネジャー等に伝え、自立支援を念頭に置いた退院に向け各専門職が計画する情報を与える。
- 3) 適切な退院支援・調整がなされた事例において、退院(所)時あるいはその後に在宅訪問をする。
- 4) 入院(所)時に計画した退院支援・調整計画に問題がないか実際の場面で確認することで、予期せぬ再入院や不作為の廃用症候群の出現を予防する。

②事業実績（4月～11月末）：

14件（H25年度⇒0件、H26年度⇒6件）